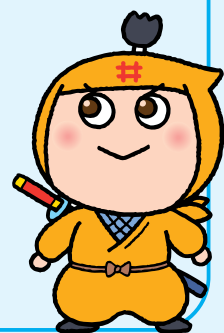


2020.3.1
第49号

農業委員会だより



ひこね



スマート農業について 〜フクハラファームの取組〜

農業委員（有限会社フクハラファーム 取締役会長） 福原 昭一

最近の農業関係紙を見ると、「スマート農業」という文字を目にしない日はない。農業現場では多くの課題を抱えているが、この新技術が一体どの程度課題解決に貢献するのか、取組はまだまだ始まったばかりだ。「スマート農業」と言うと、農機のロボット化による超省力生産等が話題になりがちだが、実は土地利用型農業においては、それ以前にやるべきことは多い。弊社では2008年から、大手ITベンダーと人材育成のための農業ICTへの取組を行ってきた。また、2014年から5年間、農水省が行った「農業生産法人が実証するスマート水田農業プロジェクト」に参画、現在は滋賀県、(株)ヤンマーアグリジャパン、立命館大学等とコンソーシアムを形成し「スマート農業実証プロジェクト」に参画をさせていただいている。

こうした経験の中で、やはり何よりも重要だと言えることは、スマート農業導入以前に、まずはそれぞれの経営体の理念や方針を明確化すること。そして、その目標達成のための個々の取組姿勢が重要ではないか。各経営体で問題意識を持ち、その解決のためのツールとして考えたときにスマート農業が見えてくる。しかし、まだまだ思ったような効果を得るには至っていないのが現状でもある。そんな中で、弊社が実践する大規模稲作複合経営におけるキャベツ収穫に苦心していた際に出会ったのがキャベツのAI収穫機だ（写真）。イネやムギに比べ比較にならないほどオペレーターにストレスがかかるキャベツの収穫作業。機械先端に取付けられたセンサーが、最適なポジションを導き出して自動で収穫してくれる。オペレーターは、旋回時のみステアリングを握る。日本農業は変えられるか？

会長挨拶



彦根市農業委員会

会長

田口 源太郎

平素は、農業委員会の活動にご協力いただきありがとうございます。

この1年を振り返りますと、平成から令和になり祝賀行事が執り行われました。

また、台風15号、19号は、今までに体験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害をもたらし、いまだ復旧作業がされているところもあります。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。さらに、国会の審議も十分にされないまま日米貿易協定が締結され、今年の1月から農産物をはじめとするアメリカからの輸入品の関税がゼロ、または大幅に引き下げられることになりました。この貿易協定とTPPにより、農業経営への大きな影響が予想されます。また、すでに日本の食料自給率は38%になっていますが、さらに自給率が下がるのではないかと心配しています。

彦根市の農業の現状は、農業従事者の高齢化が進み、米価、農産物価格の低迷によって離農する農家が年々増加している状況のなか、

「集落の農地は集落で」と集落営農組織による農業経営の組織化が進んでいる地域、規模拡大により大規模農家となった農業経営者の後継者が地域の農業を支えている地域など先進的な取組がされています。

一方で、市内の農地を見ますと、耕作されていない農地も少しずつ増えている状況もあり、農産物の輸入の増加による影響など、農業経営の将来を見通せない状況にもあり、国・県・市の農政施策のさらなる充実が求められています。農家と住民の皆さんの協力で将来の農村と農業・農地を守っていく方策を見出すことが求められ、これに呼応し国・県・市のそれぞれの地域に即応した農業施策の充実が必要となっています。

農業委員会では、農業の将来について地域の皆さんと話し合い、5年、10年先の地域農業の農業計画「人・農地プラン」作りを進めていきます。また、地域の農地が農地として利用されるよう農業委員、農地利用最適化推進委員は活動していきますので、皆さんのさらなるご指導、ご援助をお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。

鳥居本地域の 獣害対策の取組

農業委員 松宮 秀治

彦根市鳥居本学区は中山間地域であり、地

区全域で野生獣被害が出ています。

鳥居本西部地域は平成26年に圃場整備が完了し、彦根市北部でも比較的獣害の少ない地域でありました。しかし近年、山沿いでイノシシによる農作物被害や畦畔の破壊などが問題になっています。また、10年ほど前からサルによる食害が集落内でも目立つようになって来ました。

鳥居本町東内町では、獣害対策委員会を設けて獣害対策について検討を始め、平成29年度より市予算によるイノシシ用侵入防止柵を設置してきていますが、まだ途中です。柵の総延長は1500m程度を要する見込みです。佐和山町西内町については、小動物の捕獲檻設置一箇所を維持管理していますが、今年も水稲に被害を受けました。

さらに集落内のサル対策として、県湖東事務所から講師を招き、獣害対策研修・学習後「おじろ用心棒」の防護柵を共同菜場に130m設置し、適正維持・管理に努めています。



集落営農法人化の 取組について

推進委員 植田 洋治

平成31年2月16日 農事組合法人鳥居本ファームが誕生しました。振り返ってみますと、平成18年に着工された中山間地域総合整備事業（ほ場整備）の進捗と共に、鳥居本西部地区内3集落（東内町・西内町・西山）の農事組合が市の集落営農改善計画の認定を受け、平成19年鳥居本営農組合として発足しています。組合員数37名で構成し、稲作中心の経営です。事業規模は、全面受託面積10.7^{ヘクタール}、作業受託面積6^{ヘクタール}です。環境こだわり米コシヒカリ、市内の給食用米として秋の詩などの栽培をしています。鶏糞堆肥を利用した飼料用米の栽培にも取り組んでいます。平成27年から養鶏農家との耕畜連携事業としての取組です。

収穫された米の多くはJA東びわこに出荷していますが、100%鳥居本産の米として地域での販売にも力を入れています。地元のお米が欲しいとの声もいただき販売量も増加しています。年3回の組合員全員による一斉共同作業（畦畔の草刈り・草取り）は、地域



で守る鳥居本の農業として、大切な取組です。課題の一つとして、組合員の高齢化に伴う労働力不足が避けられず、多様な人材の確保が求められています。地元の農地を守る鳥居本ファームが、地域の受け皿の役割を果たしていきたいと考えています。

国が支える

安心の終身年金

農業者年金

保険料は全額社会保険料控除で大きな節税効果

条件を満たす担い手には月額最大1万円の保険料補助

農地の名義がない配偶者・後継者も加入できます

詳しい内容やご相談については…
彦根市農業委員会またはJA東びわこ各支店にお問い合わせください。

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

☆発行日

☆購読料

☆申込先

毎週金曜日(月4回)

1ヶ月700円(税込)

彦根市農業委員会

[TEL] 30-6133

全国農業

新聞



農業委員会の活動報告



6

月29日茶話会を開催しました

農業農村が有する本来の活力を取り戻すカギは女性農業者にありますが、女性農業者同士が集まる機会が少ないのが現状です。



農業に関心のある女性が一堂に会し、女性ならではの視点で見た今後の彦根市を気軽に語り合う場をつくり、女性農業者へのつながりを構築することを第一の目的として第4回の茶話会をグリーンピアひこねで開催しました。

6月29日（土）午後2時滋賀県立大学奥貫名誉教授に“湖国礼賛”と今までにない講演題目に胸おどろかせ聞き入りました。

日本で一番大きな湖琵琶湖を目の前にその琵琶湖と共に暮らしを作り、土に携わる人が作りあげてきた湖国風景の美しさを次代に引き継いでいくべき今の暮らしや文化の大切さについて講演していただきました。農とつながる私達は地域で仲間と、また、老若男女問わずつながっております。その絆は強いものです。大自然の恵みに、また、身近な琵琶湖のふところの暖かさに感謝したいものです。忙しい中にもフッと息づく時、立ち止まって琵琶湖の景色の美しさに癒されます。そんな豊かな心で未来をみつめたいと思いました。



そのあと手づくりのおはぎや黒豆茶でおなかも満ち先生の話からみえた身近な周りの自然とのかかわり方等話し合いました。心に余裕ある私達が一步外から見た農村の景色を“つながる”という言葉で大きな輪になっていくことを期待する茶話会でした。
(農業委員 北村 文尾)

農

地パトロールを実施しました

本市農業委員会では毎年8月下旬に農地パトロールを8ブロックに分かれて実施しております。市農林水産課職員、J A職員、担当地区農業委員、推進委員が農業委員会事務局と協力して行いました。

近年本市では、農業者の高齢化や後継者不足による離農が進んでおり、不在地主の農地や相続放棄による農地も多数発生いたしております。中山間地においては獣害による耕作放棄地も多数見受けられるようになってきております。

亀山地区におきましても多くの遊休農地が発生しております。数回にわたりその後の調査を行いました。解消された農地もありましたが多くは手付かずの状態です。放棄地発生原因は多岐に及びますが、本来の農地のあるべき姿に戻るよう所有者や地域の方、また、関係機関とも相談しながら、これ以上遊休農地を増やさないように更なる発生防止や解消に向けて地道な活動を通じて取り組む必要があると思っております。



(農業委員 田中 金二)

10

月25日市長へ意見書を提出しました



昨年10月25日、彦根市農業委員会は、本市の活力ある農業振興を目指し、令和2年度の予算編成に向けた「彦根市農業施策に関する意見書」を彦根市長へ提出しました。

市長へ意見は、

- ・担い手の育成・確保について
 - ・遊休農地解消対策について
 - ・特色ある地域農業の創造について
 - ・鳥獣被害対策について など
- 8項目にわたります。

また、市議会議長と教育長へ意見書の概要を報告し、施策への反映を要請しました。

農業委員会は、農業者の代表機関として、今後も農業者の声を行政に届ける取組を積極的に行ってまいります。

なお、意見書については彦根市ホームページ<https://www.city.hikone.lg.jp/>でも紹介しています。



12

月2日に先進地行政視察研修を実施しました



農業委員と推進委員の34名は、12月2日に令和元年度農業委員会先進地行政視察研修のため福井県小浜市農業委員会を訪問しました。

視察地は、鯖街道の起点の地で滋賀県とかかわりの深い漁村・農村(山間地も多く)を抱える中山間地であり、米中心の農業形態であります。担い手への集積も50%と進んできていますが、その担い手も60歳以上が7割を占めてきており高齢化が進んできています。このような状況は彦根市も同様であり、将来が危惧されるところであります。小浜市では、市の農政課と農業委員会が連携をして、「10年・20年先を見越しての集落の在り方を考えてから農地の方向性を決めていく」という基本方針の中、①農家アンケートを実施し、②各地域の問題点を抽出していき、③その地域にあった対策案・施策を作り実施しておられます。つまり、人・農地プランの作成と実践であります。このように各地域にあった活動には大変ご苦労されているようであります。



今回の研修を参考にして農地利用最適化に向け、今後の活動に活かしていきたいと考えます。

(推進委員 西澤 育男)

持続可能な農業を

推進委員 辰巳 嘉平

新聞で厚労省の人口動態統計の年間推計に、今年「自然減」初の五十万人超（死亡数から出生数を引いたもの）という発表に驚きました。人口減少社会ということはわかっていたのですがこれ程とは思っていませんでした。個々の農業者はもちろん、集落営農組織でも世代交代は避けられません。

農業経営の継承が喫緊の課題となっています。現役世代（60代は農業界では現役世代）の経営を次世代に引き継ぐことは地域の農業や農地を守る上でも大変重要だと思います。

私は水稻と彦根梨を生産しています。数年前長男（息子）が突然梨を作りたいと言った時びっくりしましたが、内心嬉しく思ったことを覚えています。以来本人の自主性にまかせ余計な口は出さないようにしています。もちろん不満もありますが、梨は任せて必要な手助けだけを行うようにしています。

す。後継者の問題は大変複雑でおられない方もいます。現在、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われていると聞きます。必要な対策がなされるものと期待しています。私も改正農業委員会法による推進委員として、任期もあと半年足らずになりましたが農地利用の最適化に取り組んでいきたいと考えています。

農地中間管理事業について

（公財）滋賀県農林漁業
担い手育成基金

農地中間管理事業は、地主の皆様から農地をお預かりし、担い手農家等の皆様にお貸しする業務を通じて、農地利用の効率化・高度化を目指す事業です（図1）。本県では、知事より指定を受けた（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金が、平成26年度から担って参りました。私どもを通じてお貸ししている農地の総面積は、昨年度末時点で6573ヘクタール、県耕地面積の約13%（全国第2位）となっています。

この度、農地中間管理事業開始後5年が経過しましたことから、更なる推進を図るため関係する法律等の改正が行われました。主な改正内容は以下のとおりです。

① 農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」）との統合

J A等で実施されて参りました円滑化事業が2020年4月1日に機構事業と統合されます。統合後は円滑化事業による権利設定はできなくなりますのでご注意ください。

なお、既存の円滑化事業による契約につきましてはそのまま継続いたしますが、追ってJ A等からお知らせがありますので、しばらくお待ちください。

② 人・農地プランの実質化

将来の地域の農業について人・農地プラン等として取りまとめる際には、アンケートの実施とともに農業者の年齢別構成および農業後継者の有無等の情報を記した地図を活用し、より一層の集積・集約化を進めることが必要となります。

③ その他

認定農業者制度や青年等就農資金について改正が行われました。詳しくは関係機関にお問い合わせください。

滋賀県農地中間管理機構湖東窓口
TEL0749-30-9117



図 1

令和2年度農地賃借料情報提供について

農地法第52条の規定に基づき、次のとおり農地賃借料情報の提供を行います。

平成31年1月から令和元年12月までに市内で締結（公告）された賃借料を集計し、その平均額を算出したものです。この「農地賃借料情報」は、法的な拘束力はなく、あくまで賃借料を決定する際の参考資料です。

実際の賃借料の契約に際しては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで、締結してください。
(10aあたり)

区 分		平 均 額	最 高 額	最 低 額	データ数	過去3年間の 平均額(データ数)
整備田	稲枝地域	9,000円	11,500円	3,000円	252	9,000円
	河瀬・亀山・城陽地域	6,200円	9,000円	2,200円	151	6,800円
未整備田		3,800円	9,180円	2,000円	54	3,400円
(参考)市内全域		7,400円	11,500円	2,000円		

1. 標準的な水準を算出するため、全賃借料データの平均値±70%を超えるものおよび賃借料以外の要素が含まれているデータは除いています。また、無料での貸借（使用貸借）についても、集計の際に除外されています。
2. 平均額は、算出結果を100円未満四捨五入としています。
3. 各地域の整備田と市域の未整備田を集計して平均額を算出しています。また、参考のため市内全域の平均額も併せて情報提供します。

令和元年の許認可件数など

令和元年に会議を行い、毎月定期総会で審議を行った許可等の実績は下記のとおりです。

- ・農地の所有権移転・権利の設定の許可 41件 7.30ha
- ・自己所有地の転用 44件 2.09ha
- ・所有権の移転等を伴う転用 184件 19.51ha
- ・基盤強化法による利用権の設定 800件 138.51ha

レシピ紹介

さつまいものフルーツサラダ

【材料(4～5人分)】

- さつまいも（皮むきしたもの）.....300g
- パイン缶詰（8枚切り）.....2枚
- みかん缶詰.....1/2缶
- キウイ.....1個
- いちご（トッピング用。ミニトマトでも代用できます。）.....適当
- マヨネーズ.....大さじ8
- みかん缶（液）.....大さじ7
- ・塩.....少々
- ・酢.....少々



【作り方】

- ①さつまいもは皮をむいて1～2cm位の厚みの輪切りにしてゆでる。やわらかくなったら汁を捨て、水分をとり、粉ふき芋にし、熱いうちにスプーン等でつぶす。
- ②みかん、パインは汁と果物に分け、パインは1cmくらい、キウイは皮をむき、5cm位のいちよう切りにする。いちごは半分に。
- ③粗熱が取れたら缶汁、マヨネーズ、酢、塩をよく混ぜ果物を加える。



「グリーンピアひこね」を利用して 毎日の生活をいきいきと！

「グリーンピアひこね」は、活力とうるおいのある農村づくり、急激に変わる社会変化を的確に伝える新鮮で価値のある情報の発信基地として、また、住民の健康増進の場、あらゆる研修の場として建設されたもので、平成4年（1992年）4月に供用開始しています。

施設の正式な名称は、「彦根市農村環境改善センター」で、多目的ホール（450㎡、利用可能人数400

人）、集会室1（洋室）（77㎡、利用可能人数50人）、集会室2（和室）（56㎡、利用可能人数30人）、調理実習室（83㎡、利用可能人数40人）、多目的グラウンド（2910㎡）などがあり、各種研修会や書道、フラワーアレンジメント、バトミントン、ヨガ、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどの様々なサークル活動に利用いただいています。

また、グリーンピアでは、自主講座として、アグリ料理教室、園芸（花づくり）、菊講座を開講しており、それぞれの受講者が楽しんで活動しています。今後も各講座の募集については広報ひこね等でお知らせしますので是非ともご参加ください。

これからも、地域の皆さんに身近な「グリーンピアひこね」を目指していきますので、皆さんの日々の営農活動やサークル活動にどうぞこれからも「グリーンピアひこね」をご利用ください。



編 集 後 記

福井県小浜市へ先進地行政視察研修に行った際に遊休農地の解消に向けた取組についてお伺いしました。地域にあったやり方を模索しつつ遊休農地の解消に少しでもつながるように取り組んでおられました。

彦根市と地形や風土が違って、担い手の高齢化、後継者不足や遊休農地の増加等共通する課題があります。彦根市農業委員会でもこれらの課題に農業者や市民の皆様からのご意見を取り入れながら取り組んで参りたいと思います。

最後になりましたが、農業委員会だよりの作成にご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

（農業委員 田中 桑次郎）

お 知 ら せ

農家調査・農地基本台帳申告調査(8・1調査)について

毎年、農家（耕作面積が1,000平方メートル以上）の方を対象に8月1日現在の農地基本台帳の内容確認（8・1調査）をお願いしてまいりました。

平成31年度から、実施方法を「毎年の実施」から「必要に応じ実施」に変更しています。

令和2年度の調査実施予定はありません。

農地基本台帳の写しの交付等を希望される場合は、印鑑をご持参ください。（農業組合単位で交付を希望される場合は、組合員全員の同意書が必要）

なお、農地基本台帳の写し交付の際は、一部につきコピー代10円を申し受けます。